

# 雑芥等の出し方について

「雑芥」は、下記の「出し方」を参考に、袋の両端をテープや紐を使わずに縛って出してください。

## ■分け方と出し方

種類	出せるもの	出し方	
雑芥	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ガラス・陶磁器類</li> <li>○電球</li> <li>○飲食用以外のビン</li> <li>○小型家電製品(1辺40センチ未満又は3辺の合計が90cm未満のもの)</li> <li>○傘、空気入れなど</li> </ul>		
有害ごみ	○乾電池、蛍光灯、水銀体温計	透明・半透明のレジ袋などを利用し、別々の袋に分けて出す	
危険ごみ	○ハサミ、包丁、針		

※「雑芥」は必ず、袋の両端を縛って出してください。テープや紐で縛ったものは収集しません。  
 ※粗大ごみを解体したものは「雑芥」として出せません。(収集しません。)

# 平成21年度松伏町情報公開条例及び松伏町個人情報保護条例の運用状況について

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの松伏町情報公開条例及び松伏町個人情報保護条例の運用状況を公表します。

## 1 松伏町情報公開条例

公文書の開示の実施状況

松伏町情報公開条例に基づく平成21年度の公文書の開示請求の件数は10件(平成20年度は15件)で、開示請求の対象となった公文書数は46件(平成20年度は34件)でした。部分開示を含め、文書不存在等による不開示を除いた開示率は、約98パーセント(平成20年度は100パーセント)となっています。

【表1 開示請求の件数及び処理状況】

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示 (不存在を含む。)	計
町長	10	5	39	2	46
合計	10	5	39	2	46

※件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の公文書開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

## 2 松伏町個人情報保護条例

(1)保有個人情報の開示の実施状況

松伏町個人情報保護条例に基づく平成21年度の保有個人情報の開示請求の件数は1件(平成20年度は3件)で、開示請求の対象となった公文書数は2件(平成20年度は13件)でした。

【表2 開示請求の件数及び処理状況】

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示 (不存在を含む。)	計
町長	1	2	0	0	2
合計	1	2	0	0	2

※件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の保有個人情報開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

(2)保有個人情報の訂正及び利用停止の請求の実績は、ありません。

※各条例に基づく請求内容等は、町ホームページの「平成21年度松伏町情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書」をご覧ください。